

元會后

一、日給十月以上一年中より受ける経費多分の計に入
たるものとして七日以上中俸二線以上ト

二、月給五円以上十月以下一年中より受ける額に包
却中俸二線以上ト

三、月給俸五円以下一年中より受ける額に日給五円
突増額を以て

四、臨時増額勤務の時に十月以上ありて日給五円
一月以上あるものとして

（同日付）

大正十三年七月

日印力名之案

争議